柳川警察署の交通指導取締り指針

次の路線、地域、時間帯を重点に交通指導取締り活動を推進します。

なお、県警の活動重点である「飲酒運転・交通事故抑止対策の推進」に基づき、管内全域で、時間帯に捉われず、飲酒運転や横断歩行者等妨害、速度超過などの重大事故に直結するおそれの高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを強化しています。

※ 重点以外の交通違反、取締り路線、地域、時間帯であっても、運転者の遵法精神を喚起するための交通指導取締りをランダムに取り入れることで、交通事故の抑止を目指します。

速度超過の取締り重点

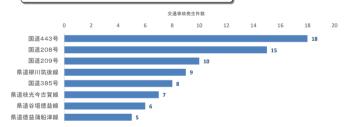
	路線・地域	時間帯	規制速度
速度超過	国道443号	午前7時から午前8時 午後5時から午後7時	4 O ~ 6 O km/h
	国道208号	午前9時から午後0時 午後4時から午後8時	4 O ~ 5 O km/h
	国道209号	午前7時から午前8時 午後4時から午後6時	5 O km/h
	西鉄駅前交番管内	午前8時から午後7時	3 0 ~ 4 0 km/h

管内の交通事故発生状況及び重点路線等の選定理由

時 間 帯 別 交 通 事 故 発 生 状 況



路線等別交通事故発生状況



交通事故発生状況

- 管内では、午前7時~午後0時、午後4時から午後6時に交通事故が多 発しています。
- 〇 事故多発路線は 国道443号、国道208号、国道209号 の3路線で管内の交通事故全体の約30%が発生しています。
- 事故多発地域としては、 藤吉小学校校区で、同小学校の通学路周辺で事故が多発しています。

重点路線等の選定理由

〇 重点路線

上記重点路線は管内の主要道路で人車ともに通行量が多く、大規模な交差点が連続し、速度超過に起因する事故が発生すれば大事故へとつながることから、速度超過の取締り重点路線とします。

〇 重点地域

上記重点地区は事故多発地域周辺で、大規模商業施設、観光地、 住宅街が密集し、小学校の通学路にもなっていることから重点地域とします。

※ 児童、高齢者の安全な通行を確保するため管内の通学路、生活道路においても取締りを強化します。

横断歩行者等妨害等の取締り重点

	路線・地域	時間帯
横断步行	高田交番	午前6時から午前8時 午後4時から午後7時
名等妨害等	国道208号	午前9時から午後0時 午後4時から午後8時

車両対歩行者による交通事故発生状況及び重点路線等の選定理由

交番別歩行者、自転車関連交通事故発生状況



重点路線等の選定理由

- 午前6時から午前8時、午後6時から午後10時の時間帯に事故が多発しています。
- 事故類型別で見ると、横断歩道横断中の事故が最も多く発生しています。
- 高田交番管内では、歩行者関連事故が昨年から増加傾向であり、 歩行者が関係する重傷人身事故の発生があるため重点地区とします。
- 国道208号の対策地点は、昨年、死亡事故が発生していること、また、瀬 高駅近辺で歩行者が多く、通勤通学中の歩行者による交通事故が発生して いることから重点地域とします。

※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

駐車関連違反の取締り重点

	路線・地域	時間帯	取締り罪種
駐 車 関	西鉄駅前交番管内	夜間帯	放置駐(停)車違反、非放置駐(停)車違反
連 違 反			

駐車関連違反取締り要望受理状況及び重点路線等の選定理由

駐 車 苦 情発生状況

交 番	件数
西鉄駅前交番	26
京町交番	8
大和交番	0
瀬高交番	6
高田交番	0
その他	21

重点路線等の選定理由

○ 西鉄駅前交番管内の取締リ要望が最も多く寄せられています。 特に、西鉄柳川駅近辺において、違法駐車が散見されますので、西鉄駅前交番を重点地域とします。

※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

自転車の取締り重点

	路線・地域	時間帯	取締り罪種
自転車	西鉄駅前交番管内	午後4時から午後7時	通行区分、交差点関連違反
	大和交番管内	午前10時から午後0時 午後6時から午後8時	通行区分、交差点関連違反

自転車関連事故の発生状況及び重点路線等の選定理由

自 転 車 関 連 交通事故発生状況

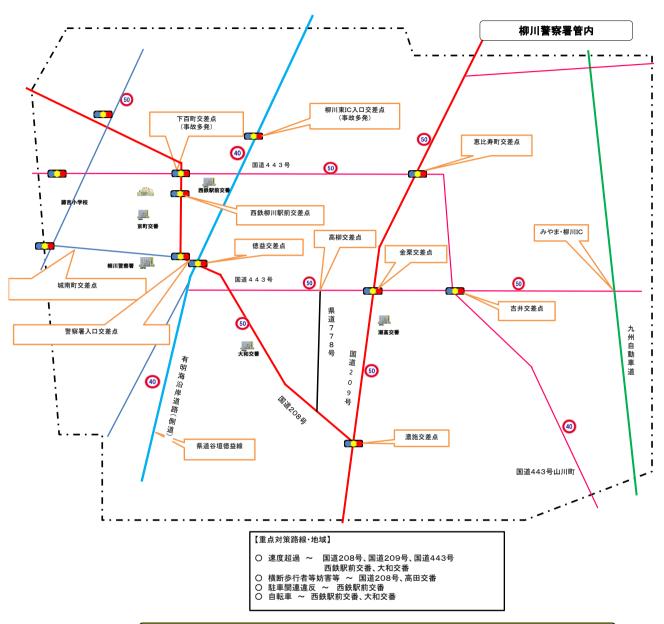
交 番	件数
西鉄駅前交番	8
京 町 交 番	4
大 和 交 番	4
瀬高交番	4
高田交番	1
その他	2

重点路線等の選定理由

- 〇 西鉄駅前交番交番管内において交通事故が多く発生しています。
- 〇 大和交番管内は、交通事故が増加傾向であることから重点地域とします。
- 西鉄駅前交番管内では、過去に自転車利用者の交通死亡事故が 発生していることなどから重点地域とします。

※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

<mark>上記以外にも、悪質・危険な違反に重点を置いた交通指導取締りを管内全域で実施しています。</mark>



上記以外にも、悪質・危険な違反に重点を置いた交通指導取締りを管内全域で実施しています。